

平成 27 年 9 月定例会提出 予算・一般議案一覧

H 27. 8. 31

No.	議案番号	議 案 の 題 名	概 要	所管課
1	議案第 59 号～ 第 67 号	平成 26 年度 熊谷市一般会計歳入歳出決算 ほか	平成 26 年度の一般会計、特別会計及び水道会計における歳入歳出決算は、全ての会計において収支の均衡を保ち、健全に予算の執行を終了した。	財政課
2	議案第 68 号	平成 27 年度 熊谷市一般会計補正予算（第 2 号）	別紙参照	財政課
3	議案第 69 号	平成 27 年度 熊谷都市計画事業土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	別紙参照	財政課
4	議案第 70 号	平成 27 年度 熊谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別紙参照	財政課
5	議案第 71 号	熊谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例	①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、特定個人情報に関する規定の整備を行うとともに、個人情報の不正な提供等を防止するための措置の強化を図るもの ア 保有特定個人情報に関する規定の整備 イ 指定管理者、再委託等事業者及び派遣労働者に対する個人情報の適正な取扱いの義務付け ウ 実施機関の職員、受託事業者等による個人情報の漏えい、不正利用等に対する罰則の制定 ②平成 27 年 10 月 5 日から施行（一部 法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行）	庶務課
6	議案第 72 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例	①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、市税に係る申請書等の記載事項に個人番号又は法人番号を加えるもの ②平成 28 年 1 月 1 日から施行	市民税課 資産税課

7	議案第 7 3 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例	①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定等に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の額を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付等に係る手数料を廃止するもの ア 通知カードの再交付に係る手数料の新設 イ 個人番号カードの再交付に係る手数料の新設 ウ 住民基本台帳カードの交付等に係る手数料の廃止 ②アの改正は平成 2 7 年 1 0 月 5 日から、イ・ウの改正は平成 2 8 年 1 月 1 日から施行	市民課
8	議案第 7 4 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、国民健康保険税の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を加えるもの ②平成 2 8 年 1 月 1 日から施行	保険年金課
9	議案第 7 5 号	熊谷市個人番号の利用に関する条例	①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるもの ア 個人番号を利用することができる事務を法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。 イ 執行機関内において、アの事務の処理に必要な限度で法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。 ②平成 2 8 年 1 月 1 日から施行（一部 法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行）	情報政策課
10	議案第 7 6 号	市道路線の認定について	開発行為に伴い本市に帰属された道路等の認定（9 路線）	管理課
11	議案第 7 7 号	市道路線の廃止について	道路用地の売払い等に伴う市道路線の廃止（6 路線）	管理課

平成27年度9月市議会補正予算（案）の概要

1 予算規模

(単位:千円)

会 計 区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	合 計
一 般 会 計 補 正 予 算 (第2号)		64,886,506	236,396	65,122,902
特 別 会 計	土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号)	1,275,004	186,500	1,461,504
	後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	2,023,899	3,500	2,027,399
	そ の 他 の 特 別 会 計	29,421,097	0	29,421,097
	特別会計の計(今回歳入歳出予算の補正は2会計)	32,720,000	190,000	32,910,000
一 般 会 計 及 び 特 別 会 計 の 計		97,606,506	426,396	98,032,902
水 道 事 業 会 計		6,820,000	0	6,820,000
合 計		104,426,506	426,396	104,852,902

2 歳出補正予算の主なもの

(1) 一 般 会 計

(単位:千円)

款	事 項	補 正 額	備 考	担 当 課
3 民 生 費	大里広域市町村圏組合負担事業	29,139	介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料軽減に対応するため、負担金を増額する。	長寿いきがい課
6 農林水産業費	農業災害支援事業	3,545	今夏の大雨により被害を受けた大豆栽培農家に対し、被害に応じ作付に係る支援を行う。	農業振興課

※ そのほか、市民から寄せられた寄附金について、市民しあわせ基金等に積み立てるための予算措置(1,012千円)を行う。

(2) 特 別 会 計

(単位:千円)

会 計 名	事 項	補 正 額	備 考	担 当 課
土地区画整理事業 特別会計	上之土地区画整理実施事業 上石第一土地区画整理実施事業	186,500	ラグビーワールドカップ2019の開催に合わせ、都市計画道路の整備を進めるため、及び事業の進捗を図るための経費を計上する。	土地区画整理 中央事務所

担当者 総合政策部財政課 櫻井
連絡先 048-524-1111(内線241)



熊谷市 記者クラブ取材情報（予算関連）

＜速報＞
平成27年度9月補正予算(案)概要
平成27年8月31日発表

事業の名称等

大里広域市町村圏組合負担事業

1. 事業概要

【目的】

低所得の高齢者に係る介護保険の第1号介護保険料を軽減することです。

【内容】

介護保険料の所得段階が第1段階に該当する方について、基準額（62,400円）に対する割合を0.5から0.45に軽減します。

【経緯】

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成27年4月から、消費税による公費を投入して低所得者の保険料負担の軽減が図られました。

【効果】

第1所得段階の方の年額保険料が、31,200円から28,100円に軽減され、低所得者の方の負担が軽減されました。

2. 特徴やPRポイント

65歳以上の高齢者人口が年々増加することに伴い、介護保険料も3年毎の見直しの度に増加を続けています。こうした中、今回の措置により生活費に占める保険料割合が最も大きな低所得者に対する負担がわずかながら軽減されます。

3. その他

公費による保険料軽減強化の負担割合は、国が1/2、埼玉県が1/4、熊谷市が1/4ですが、国と埼玉県からの負担金を熊谷市が受け取り、大里広域市町村圏組合に軽減所要額の4/4を負担金として支払います。

なお、今回の軽減措置の対象となるのは、65歳以上全体の約2割の方についてです。

※ 資料の有無（ 有 ・ **（無）** ）

担当者 福祉部 長寿いきがい課 担当 高橋
連絡先 TEL 048-524-1402 内線 217



熊谷市 記者クラブ取材情報（予算関連）

＜速報＞
平成27年度9月補正予算(案)概要
平成27年8月31日発表

事業の名称等

農業災害支援事業

1. 事業概要

【目的】

7月の度重なる長雨と台風11号による大雨により被害を受けた大豆栽培農家に対し、被害に応じ作付に係る支援を行います。

【内容】

農作物の減収量が平年の収穫量の30%以上となった農業者に対し、代替作又は次期作 用種苗及び肥料購入費、病害虫の防除用農薬購入費の補助を行います。

被害面積約55haのうち、約49haが今回の補助対象となります。

【経緯】

7月の度重なる長雨と台風11号による大雨により、圃場に水が溜まり、播種した大豆に発芽不良が生じ、大豆栽培農家が被害を受けました。8月7日に埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく特別災害の指定を受けました。

【効果】

支援を行うことにより、農業生産力の維持及び被害を受けた農家の農業経営の安定を図ります。

2. 特徴やPRポイント

本市における大豆栽培は約88ha（計画段階）であり、今回の被害はその面積に対し大きな割合（62.5%）を占めるものです。

3. その他

今回、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく特別災害の指定を受けたのは、県内で本市と行田市の2市です。

※ 資料の有無（ 有 ・ **無** ）

担当者 産業振興部

農業振興課

担当 金井

連絡先 TEL 048-588-9990

内線 343



熊谷市

記者クラブ取材情報（予算関連）

<速報>

平成27年度9月補正予算(案)概要

平成27年8月31日発表

事業の名称等

土地区画整理実施事業

1. 事業概要

【上之】

上之土地区画整理事業（施行面積53ha）地内を貫通する2本の都市計画道路（県道熊谷谷郷線・第2北大通線）をラグビーワールドカップ2019の開催に合わせ開通させることを目標とし事業を進めています。この2本の都市計画道路は、ラグビー会場へのアクセス道路の役割を担うとともに、大里地区と市中心部、熊谷市東部と西部を結ぶ環状道路として大きな役割を果たすと期待されています。

今回の補正によって、道路予定地上の2棟の家屋の移転、5件の家屋等調査を行うとともに、下水道布設工事等を実施します。

また、これらの整備を集中的に行うことにより、区画整理事業の進捗が加速すると期待されます。

【上石第一】

上石第一土地区画整理事業（施行面積13.5ha）では、地区内の住環境の改善を図るとともに、地区外縁に位置している国道17号線及び旧秩父街道を拡幅整備することにより、歩行者の安全及び交通渋滞の解消を目指し事業を進めています。この幹線道路は、通学路にも指定されており、早期整備が求められています。

今回の補正により、3棟の家屋を含む5件の移転補償を行います。

これにより、幹線道路の拡幅用地の確保を進めるとともに、区画整理事業全体の進捗も加速するものと期待されます。

2. 特徴やPRポイント

【上之】

県道熊谷谷郷線は熊谷駅からラグビー会場までの主要道路として、世界中から集まる人々を快適に会場までご案内することを可能にします。

また、第2北大通線は、市街地環状道路として中心市街地の渋滞緩和に効果を発揮するものと期待されます。

【上石第一】

国道17号線及び旧秩父街道は、主要幹線道路として交通量も多く、特に、国道17号線は地区内の道路幅員が狭小となっていることから、以前から渋滞発生箇所として問題となっています。また、通学路にも指定されていますが、既設歩道の幅員も十分ではありません。

区画整理事業として、これらの幹線道路の拡幅整備を行い、問題の解決を図ります。

3. その他

※ 資料の有無（ 無 ）

担当者 都市整備部 土地区画整理中央事務所

連絡先 TEL 048-527-5335

担当 佐藤、遠藤

内線